

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和四十一年広島県規則第三十号） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(別記)</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>(略)</p> <p>注 1～8 (略)</p> <p>9 鳥獣保護区等の位置、名称及び理由欄には、鳥獣保護区、休猟区、公道、<u>自然公園法第24条第1項</u>の特別保護地区、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けた園地であつて、囲い又は標識によりその区域を明示したもの、自然環境保全法第24条第1項の原生自然環境保全地域、社寺境内、墓地、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区内において捕獲等又は採取等しようとする場合にあつては、その旨を記載すること。</p> <p>10～11 (略)</p>	<p>(別記)</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>(略)</p> <p>注 1～8 (略)</p> <p>9 鳥獣保護区等の位置、名称及び理由欄には、鳥獣保護区、休猟区、公道、<u>自然公園法第14条第1項</u>の特別保護地区、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けた園地であつて、囲い又は標識によりその区域を明示したもの、自然環境保全法第24条第1項の原生自然環境保全地域、社寺境内、墓地、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区内において捕獲等又は採取等しようとする場合にあつては、その旨を記載すること。</p> <p>10～11 (略)</p>